平成２４年（フ）第３７０号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1102番地12
債務者　岩永　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
長崎県諫早市小船越町597番地16、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1183番地７　コンフォートＫ201号
債務者　杉原　典宏
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道小樽市赤岩１丁目25番10号、前住所北海道小樽市富岡２丁目20番30号
債務者　樋口　秀彦
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第９２３号
仙台市太白区柳生４丁目18番地の６　パークＦＣ館205
債務者　瀬川　英理（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
仙台市太白区郡山６丁目６番６―215号
債務者　齋藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
仙台市青葉区堤通雨宮町６番７―602号
債務者　荻原　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
宮城県伊具郡丸森町大内字黒佐野103―190、住民票上の住所福島県相馬郡新地町大戸浜字南中磯塩入40番地の２
債務者　菅野　義美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５号
秋田県能代市字新山前120番地　第３コーポ吉Ａ号
債務者　本間　博隆
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４号
山形県新庄市住吉町７番５号
債務者　阿部美惠子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１号
山形県鶴岡市末広町27番10号
債務者　平岡ふみ子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１号
千葉県鴨川市貝渚2817番地
債務者　山田　安枝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２号
千葉県鴨川市貝渚2817番地
債務者　山田　昌弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第４７７号
金沢市平和町３丁目２番22号　コーポＨＥＩＷＡ302号室
債務者　戸頃　重雄
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
金沢市西泉３丁目１番地　パークサイドパレス401号、従前の住所金沢市泉野町４丁目13番40号
債務者　朝倉真樹子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５５号
大津市美空町２番13―301号
債務者　原田イツ子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７０号
大津市三大寺10番３―205号、前住所滋賀県草津市草津４丁目２番28号　平凡荘205号
債務者　林田　大輔
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
大津市におの浜４丁目１番31―303号　ウエストテラス膳所におの浜
債務者　樽井　伸幸
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大津地方裁判所民事部